

福岡市内  
障がい福祉サービス事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課)

### 訓練等給付費に係る暫定支給決定の取扱いの変更について

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、平成28年4月から就労継続支援A型について、訓練等給付費の支給決定に係る暫定支給決定を開始したところですが、このたび、自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援の訓練等給付費の支給決定に係る取扱いも変更することとしました。

つきましては、関係職員にご周知いただき、事務手続き等遺漏なきようお願いいたします。

#### 記

#### 1 現状（本市の取扱い）

現在、本市では自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）及び就労移行支援の訓練等給付の支給決定に際して、暫定支給決定を経ずに本支給決定を行っているところである。

#### 2 変更点

障がい者本人の希望を尊重し、その有する能力及び適性に応じ、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、

- ① 当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向確認
- ② 当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断

を行うための期間として、暫定支給決定期間を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととする。

なお、本支給決定にあたり、サービス提供事業所は、暫定支給決定期間内に実施したアセスメント内容等をまとめた書類を、区役所及び、当該利用者が契約している指定特定相談支援事業所に提出することとする。

#### 4 適用年月

平成29年4月新規申請分から適用とする。

#### 5 訓練等給付費に係る暫定支給決定について（変更後本市取扱い）

別紙のとおり。

#### 【問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1  
保健福祉局障がい者施設支援課（施設支援係）  
TEL：092-711-4249 FAX：092-711-4818

## 訓練等給付費に係る暫定支給決定について（本市取扱い）

## 1 暫定支給決定の概要

障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、①継続利用についての本人の最終的な意向の確認、②継続利用が適切かどうかの客観的な判断を目的として、短期間の支給決定を行うもの。

## 2 暫定支給決定の対象となるサービス

自立訓練（機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型

※ただし、就労移行支援（資格取得型）は除く。（現在、福岡市内では、就労移行支援（資格取得型）は、国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局福岡視力障害センターのみ。）

## 3 暫定支給決定の有効期間

有効期間始期から当該日が属する月の翌月末までとする。（最長 2か月間）

## 4 本支給決定

暫定支給決定期間経過後、引き続きサービス利用を継続する場合の支給決定（本支給決定）については、以下のとおり取り扱うこととする。

## (1) 手続き

サービス提供事業所は、以下のア～エを取りまとめた書類（支援計画等）を暫定支給決定有効期間終期の14日前までに、区役所及び、当該利用者が契約している指定特定相談支援事業所に提出する。

ア 利用者のアセスメント内容

イ 個別支援計画

ウ 計画に基づく支援実績

エ 計画に基づく評価結果（当該サービスの本支給決定の要否を明確に記載すること）

※ 様式については、各事業所任意とする。

※ 指定特定相談支援事業所以外が作成するサービス等利用計画案（⇒セルフプラン）により暫定支給決定を受けた者については、区役所のみ提出する。

※ 提出期限を超過することが無いよう留意すること。

## (2) 支援計画等の評価及び支給決定

区役所では、上記（1）支援計画等の内容を精査し、本支給決定が適当と認めるときは、暫定支給決定期間を含めて支給決定を行う。ただし、暫定支給決定の有効期間始期が月途中の場合は、当該日が属する月の末日までの期間を加えた範囲で必要な期間を設定する。

(3) その他留意事項等

ア 暫定支給決定から本支給決定への移行にあたり、当該事業所から改めての契約内容報告書の提出は不要とする。また、指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案も改めて提出する必要はない。

イ 就労継続支援A型のうち、雇用契約を締結する利用者については、まず暫定支給決定期間の雇用契約を締結し、期間終了後に改めて期間の定めのない雇用契約を締結すること。

(暫定支給決定初日から期間の定めのない雇用契約を締結し、その後、本支給決定に至らなかった場合、当該利用希望者に解雇予告手当を払う義務が生じるため。)

ウ 本支給決定に至らなかった場合は、区、サービス提供事業所、指定特定相談支援事業所及び利用者による会議の開催等により、その後のサービス利用について調整を行う。

【参考：暫定支給，指定特定相談支援事業所の確認】

当該利用者の障がい福祉サービス受給者証（五）頁により行うこと。

(四)

訓練等給付費の支給決定内容	
サービス種別	
支給量等	<div style="border: 1px solid red; padding: 2px; display: inline-block; color: red; font-weight: bold;">暫定支給</div> 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	
支給決定期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(五)

計画相談支援費の支給内容	
支給期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
指定相談支援事業所名 相談支援センター〇〇〇	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">この欄で確認を行う</div>	
指定相談支援事業所名	
予備欄	
特定障害者特別給付費の支給内容	